

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『バーベキュー』

野外で、肉・魚介・野菜などを焼いて、その場で食べることを楽しむ施設





- ①『野外』で
- ②『BBQに必要な機材』が用意されており、『薪/炭/固形燃料』で火をおこし、『焼き網もしくは鉄板等』で、『肉・魚介・野菜』などを自ら焼いて、
- ③『その場で飲食をすることが出来るスペース』が用意されている施設

➡に該当する施設が『バーベキュー』ジャンル



## ①『野外』で

➡ 屋内施設はNG。

建物の外、もしくは屋上であること。

建物の外であれば、屋根や日差しよけなどの簡易的な設備はOK。

### ※建物となる場合

不動産登記法においては「建物は、**屋根及び周壁**又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。」と定義されています。  
そのため、仮設ではなく、常設で設置された屋根と壁に囲まれている状態は建物と見なします。

### ※『永続性がない周壁』で囲まれている場合

周壁、屋根がビニールシートの温室

- ・園芸作物の栽培を目的とするコンクリートの土台
- ・鉄骨の柱および屋根
- ・ビニールシート(耐用年数3年程度でその都度張替えを行う)周壁および屋根

軽量鉄骨造で屋根および壁がビニール張りの温室は建物ではありません。



②『BBQに必要な機材』が用意されており、『薪/炭/固形燃料』で火をおこし、焼き網もしくは鉄板で、肉・魚介・野菜などを自ら焼いて、

- ➡ バーベキューコンロ・グリルが用意されていること。
- ※ ガスコンロでの調理はNG。
- ※ 必ず『薪 or 炭 or 固形燃料』で火を起こす事が必須となります。  
火を起こす作業は利用者本人でなくても構いません。
- ➡ 焼く際は、焼き網もしくは鉄板で 肉・魚介・野菜などを利用者自らが焼いて調理することが必要です。
- ※ 店員が調理してくれる場合は、『バーベキュー』ジャンルはつきません。



## ③『その場で飲食をすることが出来るスペース』が用意されている施設

➡ 常設のスペースとして、バーベキューを行うスペース(BBQ用の機材が設置されており、飲食が出来るスペース)が整備されていること。

※海水浴場ジャンルの施設で、バーベキューが出来る場合は、海水浴のシーズン期間中のみバーベキューのジャンルの定義に沿う設備が整備されていれば、常設のスペースとしてみなします。

また、海水浴場内の海の家でバーベキューが楽しめる場合も、海水浴場の施設自体にバーベキュージャンルを付与しても問題ありません。

ただし、常設の設備がなく『出張型のバーベキュー』が利用できるのみの海水浴場の場合は除きます。